国土交通省 第3回建設産業政策会議

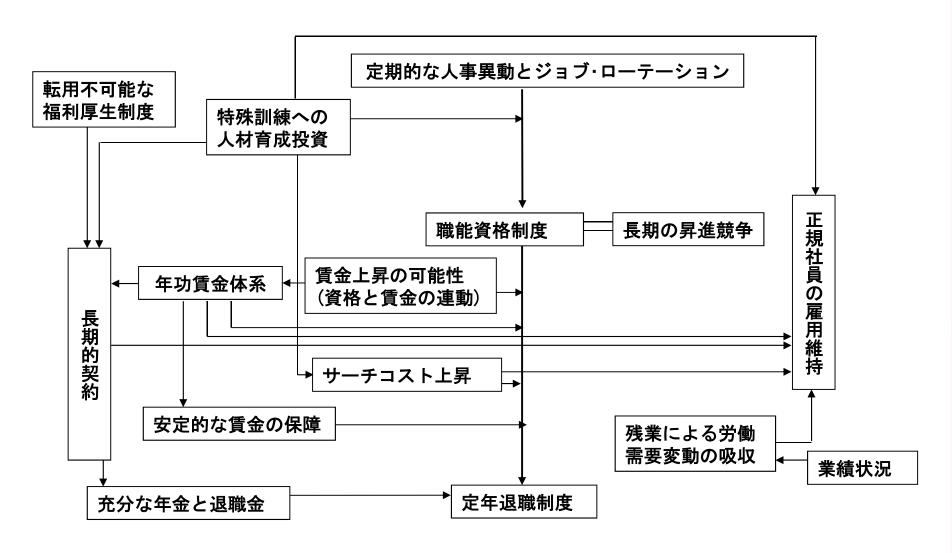
# 人事制度改革におけるパラドックス

働き方改善の必要性と、生じうる逆機能問題(参考資料)

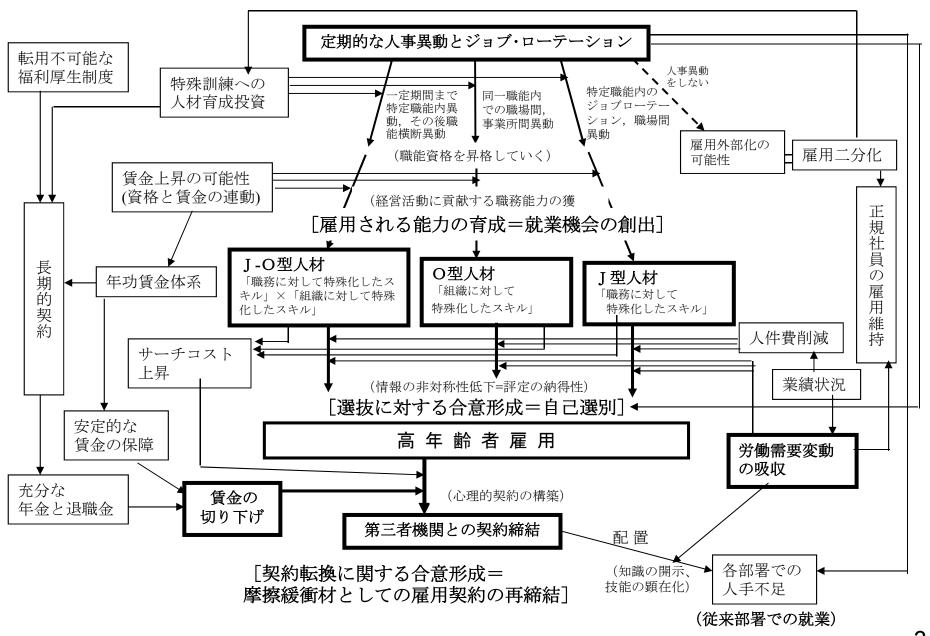
2017年1月26日 敬愛大学経済学部 高木 朋代

#### 資料1-1 日本の人事管理システム

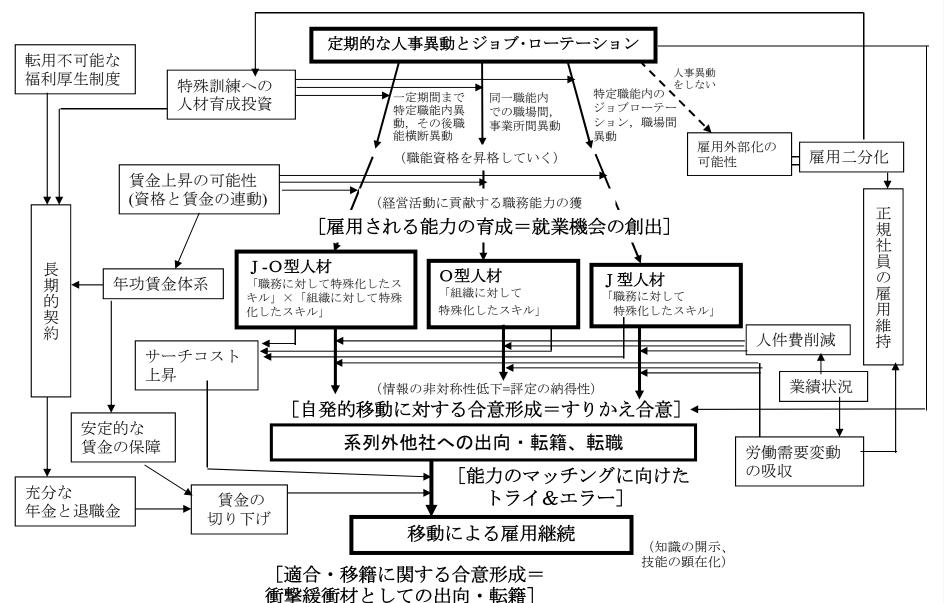
■ 各制度が相互に複雑な連関関係をもって、ひとつのシステムをつくりあげている。



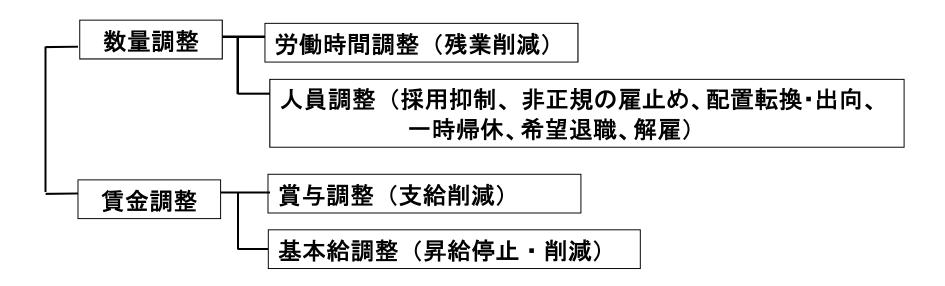
## 資料1-2 制度がどのように人事管理システムに組み込まれ、影響するのか



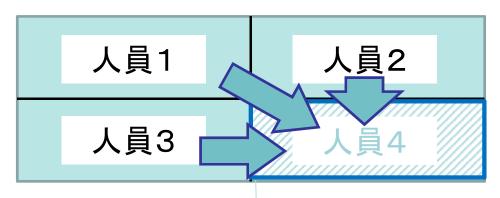
# 資料1-3 制度がどのように人事管理システムに組み込まれ、影響するのか



### 資料2 雇用調整策

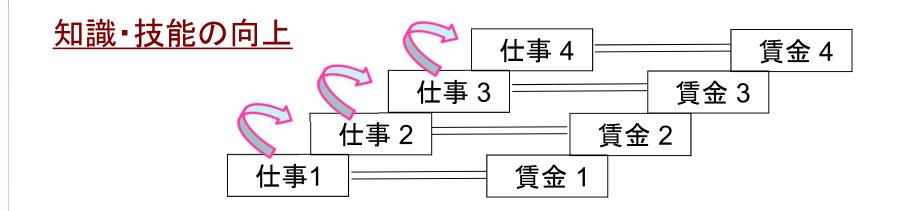


#### <残業の構造化>



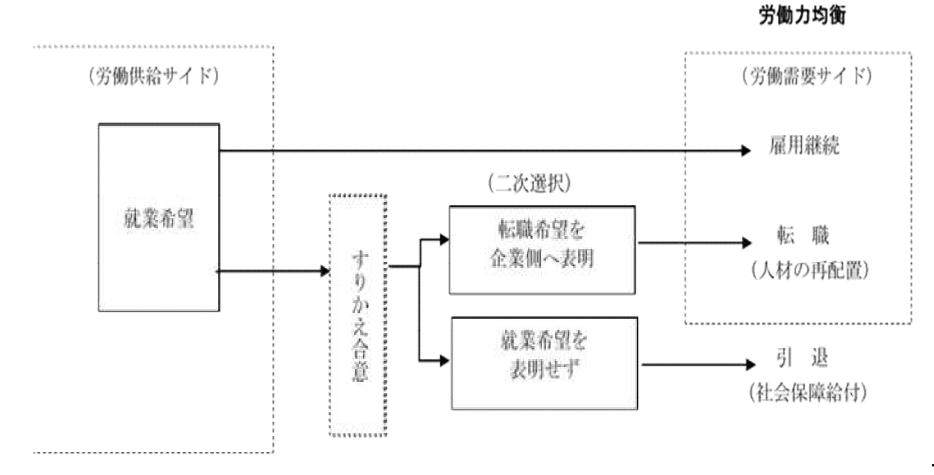
#### 資料3 同一労働同一賃金の本質

- 同一労働同一賃金は、確かに公正な賃金システムかもしれない。
- しかし高い知識・技能を必要とする、より高度な労働に就いて、はじめて賃金が上がることを意味する。
  - →つまり、職務能力が高まらなければ、賃金は低いままに留まる。
  - →誰が、より順調にこの職務ラダーを駆け上がれるのか。



# 資料4「すりかえ合意」の論理

■ 「すりかえ合意」行動: 状況を鑑み、自分の真意をすりかえて、周囲からも期待されている二次選択(引退や転職)を受け入れ、更にはそれを自らの意思決定として選択する行動



## 資料5 急進的な改革のリスク例-1

# 雇用圧力によって雇用保障が揺るがされる可能性

■ 高年齢者雇用安定法の主眼は、60歳代の雇用延長に置かれている。 しかし前改正法施行3年後の2009年調査では、定年前の50歳代で 退職する人が38.7%にのぼっていることがわかった。

(JILPT「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」(2009)

- 過去1年間の退職者中、31.4%は50歳代であるという事実。 (「高年齢者・障害者の雇用と人事管理に関する調査」(2014)
- これは何を意味するのか―

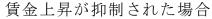
60歳定年後の雇用問題に直面する前に、60歳到達前に (非公式を含む)雇用調整が行われていることを暗示している。

- →雇用保障の脆弱化
- すなわち、改正法を契機に、60歳到達率が更に低下する可能性もある。 企業にとっては、60歳以降の雇用継続を確約するよりも、中途退職者 を、求職活動支援書を作成して送り出すほうが負担にならないからだ。

# 資料5 急進的な改革のリスク例-2

# 改正高齢法の裏で深刻化する賃金問題

- 多くの企業が、法改正をきっかけに、全社員を対象として賃金上昇の抑制、 成果・業績評価のさらなる導入する意向を示している。
- だが十分に理解しなければならないことは、60歳定年に達する前に中途退職を迫られる人がいたり、雇用継続を諦めねばならない人がいる現状においては、賃金水準の低下や業績評価による賃金決定は、労働者間の格差をさらに広げていくということである。
- 例えば、65歳までの雇用を前提として賃金水準が押し下げられながら、結果的には60歳あるいは50歳代で退職を余儀なくされ、予定されていた賃金を受け取れない者も出てくる。一方評価が高く賃金水準が高い人は、有用な人材として60歳を超えて長期にわたって雇用継続され、生涯所得を大幅に増加させる。



成果・業績が強く賃金に反映された場合

